2016年度　競技規則運用についての通達

２０１６年７月１日
（公財）日本ハンドボール協会競技運営委員会
審判委員会

２０１６年６月２７日付、「２０１６年度　競技規則変更の概要　新競技規則書を受けて」の内容を受け、（公財）日本ハンドボール協会では下記の通り競技規則の運用について通達する。

記

競技規則変更の概要「２　選手が負傷した場合」の条文の中に記載されている、「各国協会はユースのカテゴリーにおいて、この条項の適用を取り消すことができる。」の記載を受け、**（公財）日本ハンドボール協会では、高校生、中学生、小学生のカテゴリーにおいて、この条項の適用を取り消す**こととする。

つまり、これらのカテゴリーにおいては、条文として、
「コート上で治療行為を受けたプレーヤーがコート外に出た場合、そのプレーヤーは、自チームの3回の攻撃完了や、ハーフタイム終了を待つことなく、コートに戻ることができる。」
を適用する。

ただし、この競技規則の運用については以下の点を含める。

○**試合を円滑に進めるため、可能な限りコート上での治療行為の時間を減らすことを目的とすることには変わりない。**つまり、長時間にわたって治療を要する状況になった場合、レフェリーまたは TD はチームに対し、そのプレーヤーをコート外に出るように促すことができる。チームはこの指示に従わなければならない。

○**あくまで国内での適用**であり、国際大会において競技規則変更の概要の通り適用されることもあり得る。

また IHF との確認の結果、「２　選手が負傷した場合」の中に下記の内容を追加する。上記を踏まえ、以下の内容は高校生、中学生、小学生のカテゴリーでは適用されない。

○延長戦も含め、前半・後半のそれぞれが終了すれば、３回の攻撃回数のカウントは終了する。つまり、前半が終了すれば、コート上で治療行為を受けたプレーヤーはそれまでの攻撃回数に関係なく後半開始からコートに戻ることが許される。
また、後半が終了し延長戦や７ｍスローコンテストへと競技が続く場合も同様であり、第１延長、第２延長、７ｍスローコンテストの開始時点から、そのプレーヤーはコートに戻ることが許される。